別紙様式第5号(第25条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業報告

(記載上の注意)

1　この様式中に記載する金額、出資口数等は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2　この様式中に記載する構成比率等は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　農林中央金庫

代表理事　氏　名

1　事業の概況

(1)　事業概況等

(記載上の注意)

金融経済環境、農林水産業情勢、農林中央金庫(以下この様式において「金庫」という。)のその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別)、金庫が対処すべき課題、今後の事業方針の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2)　業績の推移

(単位：億円)

		年度	年度	年度	年度
預金					
農林債					
貸出金					
	会員貸出				
	会員以外への貸出				
有価証券					
	国債				
	その他				
特定取引資産(トレーディング資産)					
特定取引負債(トレーディング負債)					

総　　資　　産				
経　常　利　益 (又 は 経 常 損 失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当 年 度 純 利 益 (又は当年度純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

1　「預金」、「農林債」、「貸出金」、「有価証券」及び「総資産」は、年度末残高を記載すること。

2　「特定取引資産(トレーディング資産)」とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びその他の特定取引資産をいう。

3　「特定取引負債(トレーディング負債)」とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びその他の特定取引負債をいう。

4　必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。

5　必要に応じ、業績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

6　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

(3)　事業年度終了後に生じた金庫の状況に関する重要な事実

2　金庫の現況

別紙様式第1号の「2　金庫の現況」と同様とする。

3　業務の適正を確保する体制

(記載上の注意)

農林中央金庫の業務並びに農林中央金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての理事会の決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。

4　その他

別紙様式第1号の「4　その他」と同様とする。